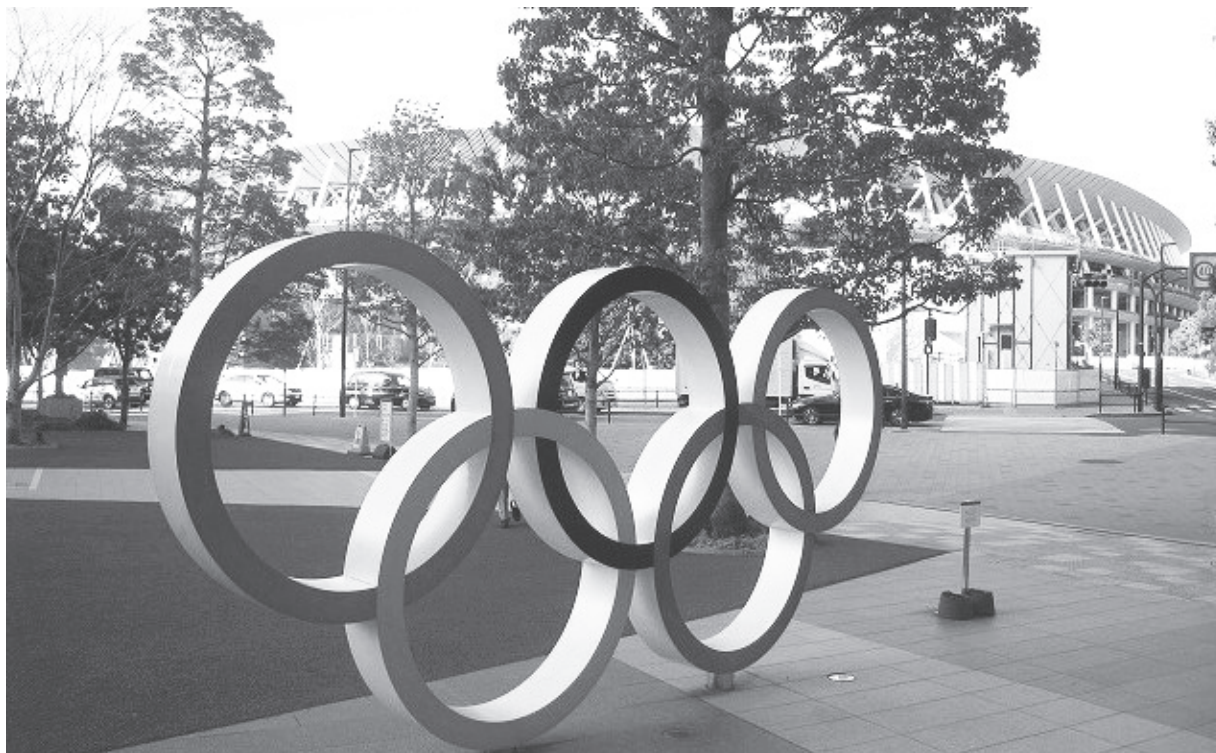


令和3年
1月1日
第134号

全植検協通報

《 発 行 》
一般社団法人全国植物検疫協会
東京都千代田区内神田3-4-3
Tel 03(5294)1520



新年を迎えて

会長 花島 陽治

新年明けましておめでとうございます。

年の始めに当たり会員や関係者の皆様にとって本年が良い年でありますよう心からお祈りいたします。

また、皆様からは当協会への特段のご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症が世界各地で猛威を振るい、多くの人命を奪うとともに、物流や人の動きに大きな影響を与えました。これらの影響により各国の経済活動も制約を受ける事態となり、我が国でも、東京オリンピック・パラリンピックの延期、緊急事態宣言の発出、各種イベントの中止、訪日外国人の激減、在宅勤務の導入など、これまでの日常とは大きく異なる年となりました。一刻も早く本感染症のワクチンや治療薬が開発され、終息することを願っております。

植物検疫では、植物防疫法施行規則と輸入植物

検疫規程の一部改正が行われ、植物検査証明書の添付を要しない植物やリン化アルミニウムくん蒸の消毒措置基準が追加されました。また、凍結植物の取り扱いも見直しが行われました。植物検疫に関する情報については、本年も皆様迅速にお知らせしたいと思っております。

農産物の輸出に関連しては、昨年4月、農林水産省から「輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」を新たに受託し、相談窓口となる地域協会や課題の解決等に対応いただく専門家等と連携し事業を推進して参りました。本年3月までの事業期間ですが、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

昨年1年間の業務を無事に終了できたことは、ひとえに会員各位のご協力の賜であり、深く感謝申し上げます。今後とも皆様のご指導、ご支援、ご鞭撻をよろしくお願い致します。

海外から心当たりの無い種子が郵送される事例について

農林水産省横浜植物防疫所

令和2年7月末、欧米で海外（主に中国）からビニールの小袋に入った種子が小型包装物として郵送される事例が多発しているとのニュースがインターネットメディアで配信され、これを見た方が自分も受け取ったとの情報を配信したことから、我が国においても同様の事例が発生していることわかりました（図1）。

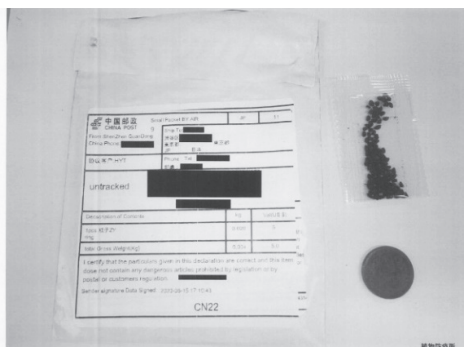


図1：海外から郵送された種子と封筒（一例）

これを受け、農林水産省及び植物防疫所は、ホームページやSNSを通じて、心当たりの無い種子が郵送された場合は植物防疫所に連絡するよう、また、ビニールの小袋を開封したり、誤って植えたりしないよう、呼びかけたところです。さらに、テレビや新聞、国民生活センター、各自治体などが植物防疫所のホームページを引用する形で注意喚起したことから、心当たりの無い郵便物を受け取った方々からの問い合わせが植物防疫所に殺到しました。

これまで全国の植物防疫所に約1,500件の相談があり、植物防疫所に送付された種子は約460件ありました（令和2年10月31日現在。）。送付元は中国が最も多く、台湾、キルギスタン、シンガポール等からの郵便物もありました。また、送付された種子の種類を調べたところ、ネギ、バジル、コリアンダー、ヒマワリ、コムギなどの他、種不明の種子が多数ありました。なお、植物防疫所で種子を栽培しながら検査をしたところ、病害



図2：植物検査合格証印

虫の付着等の事例はありませんでした。

海外から心当たりの無い郵便物が届いたとの連絡を受けた植物防疫所では、照会者がインターネットで注文した商品ではないことや開封の有無を確認したうえで、注文した覚えが無く、かつ、開封していない場合は、郵便局で受取拒否の手続き（無料）をするようお勧めしています。

外装を開封してしまい、中身が種子であった場合、我が国での輸入検査を受けていなければ、植物防疫所まで送付するようお願いしています。なお、中身が種子でなければ、警察や消費者センターに相談するようお願いしています。

植物検疫を受けずに種子が配達された理由は定かではありませんが、原因の1つには、郵便物の中身を記入するラベルに beads（ビーズ）、ring（指輪）、jewelry（宝石類）などと書かれており、郵便局で中身が植物であると気づかず、植物検疫を未受検のまま配達されてしまったことが挙げられると思います。

万が一、植物検疫を受けていない植物が入った郵便物を受け取った場合、植物防疫法第8条第6項の規定に基づき、植物防疫所に届け出る必要があります。届いた荷物が植物検疫を受けていることは、封筒や箱などの外装に植物検疫に合格した旨のスタンプ（植物検査合格証印：図2）が押印されていることで確認できます。

また、海外から植物を郵便物として輸入する場合、確実に植物検疫を受検できるよう、外装に植物が入っている旨を明記するようお願いいたします（図3）。

植物検疫を受けていない郵便物が配達された場合は、直ぐに最寄りの植物防疫所（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>）にご相談ください。

今後とも、植物検疫にご協力をお願いいたします。

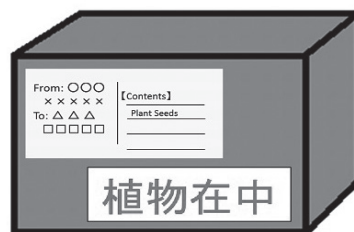


図3：郵便物外装の表示の例

令和2年度植物検疫全国研修会の開催を見送り

昨年初頭より全国的なまん延を見せている新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見られないことから、今年度の植物検疫全国研修会の開催を見送り、研修テキストの作成配付のみを行うこと

とした。本テキストでの話題提供は次のとおり。

なお、当協会会員等には後日当該テキストを郵送する予定にしている。

- 1 植物検疫を巡る最近の状況（仮題）
農林水産省消費・安全局植物防疫課課長補佐 皿海宏樹 氏
- 2 輸出用木材こん包材の消毒（仮題）
農林水産省横浜植物防疫所調査研究部調査官 大村和孝 氏
- 3 諸外国における米麦の積地検査（仮題）
海外貨物検査株式会社食糧部 担当者
- 4 侵入警戒調査における重要病害虫発見時の対応事例
「- 沖縄県のミカンコミバエを中心に -」（仮題）
(元) 沖縄県農業試験場 安田慶次 氏

イスラエル産ハス種アボカド生果実が輸入解禁

令和2年10月8日、農林水産省はイスラエル産ハス種アボカド生果実の輸入に関し、植物防疫法施行規則（省令）の一部を改正するとともに、農林水産大臣が定める基準（告示）を公布し同日付けで施行した。また、これに伴い「イスラエル産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則」（局長通知）を制定した。主な植物検疫

条件は次のとおり。①指定園地で生産されたハス種アボカドの未成熟果実であること、②船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること、③イスラエル植物防疫機関により検査され、検疫有害動植物が付着していないことを認める（又は信ずる）旨の植物検疫証明書（P/C）が添付されていることなどである。

エジプト産カンキツ生果実が輸入解禁

令和2年11月2日、農林水産省はエジプト産かんきつ類の生果実の輸入に関し、植物防疫法施行規則の一部を改正するとともに、農林水産大臣が定める基準を公布し、同日付けで施行した。これに伴い、エジプト産かんきつ類の生果実に関する植物検疫実施細則を制定した。主な植物検疫条件は次のとおり。①エジプトで生産されたオレンジ、マンダリンとオレンジの交雑種、レモン、グ

レープフルーツ、マンダリン及びクレメンティン等の生果実であること、②船積貨物として輸入されたものであること、③低温処理コンテナにおいて所定の方法（品目により異なる処理条件）により消毒が行われたものであること、④エジプト政府発行の植物検疫証明書（P/C）が添付されていることなどである。

ペルー産トマト種子等に係る緊急暫定措置の実施

令和2年12月1日、農林水産省植物防疫課からの通知によれば、植物防疫法施行規則別表2の2の対象となる検疫有害植物の *Tomato brown rugose fruit virus* について、これまで規制されていなかった地域（ペルー）から我が国に侵入するリスクが存在すると判断したことから、その侵入

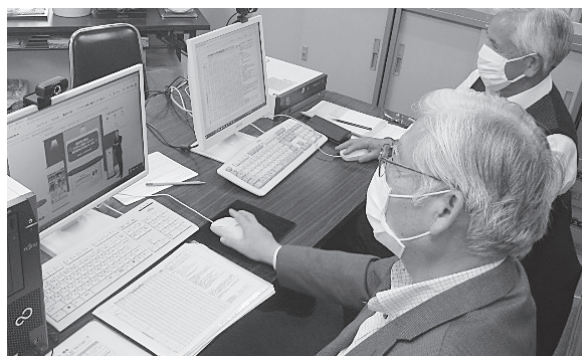
を防止するため、規則改正までの当面の間、追加の輸入検疫措置を開始するとしたとのことである。具体的には、ペルー産トマト及びとうがらしの種子並びに苗の輸入検査時に RT-PCR 法を用いた精密検査を実施するとのことである。

農産物輸出課題解決支援事業—オンライン対応増える

新型コロナウイルスの拡大と相まって、農産物の輸出相談も、オンラインでの対応が増えている。

例年幕張メッセで行われている“日本の食品”輸出 EXPO も 10 月 14 日～ 16 日までの間、オンラインでの開催となった。当事務局は当該輸出 EXPO にバーチャルブースを出展し、バーチャル訪問した生産者や輸出事業者などからの農産物輸出相談等に専門家が対応した。

また、農林水産物・食品輸出プロジェクト (GFP) も例年関係者が直接訪問して対応しているが、今年はオンラインでの訪問が増え専門家がビデオリンクで対応している。



輸出 EXPO (バーチャルブース) で対応する専門家

植物検疫関係規則等の一部改正に係る通知について

農林水産省当局から、当協会に規則等の改正について通知がありましたので、お知らせします。

令和2年10月8日付け2消安第2777号

イスラエル産アボガドの生果実に関する植物検疫実施細則の制定について

令和2年10月22日付け2消安第827号-2

「輸出国における検疫措置を必要とする植物に関する植物検疫実施要領の一部改正について」の一部改正について (通知)

令和2年11月2日付け2消安第3144号

エジプト産オレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネン

シスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に関する植物検疫実施細則の制定について

令和2年11月12日付け2横植970号

「輸入植物検疫規定別表1に掲げる「植物の種類」等の取り扱いについて」の一部改正について

事務局便り

2月下旬	業務企画委員会 (開催方法は未定)
3月10日	第27回理事会 (開催方法は未定)
3月17日	令和2年度課題解決支援委託事業終了
5月中旬	第28回理事会 (書面決議)
6月8日	第29回理事会、第10回定時社員総会 (開催方法は未定)

編集後記

今夏には東京五輪が開催予定ですが、五輪とつく植物は有るか調べると、レンブクソウの別名で五輪花 (ゴリンバナ) と出てきました。

レンブクソウは1属1種で、福寿草を引っっこ抜いたら一緒に絡みついて来たので、福に連なる草 (連福) となり、また五個の花が茎の先に固まって咲くことから名付けられたようです。オリンピックの五輪とは直接関係なさそうですが、連福や五輪は何か縁起の良い響きです。

この一年、皆様方が健康で幸多い年でありますようお祈りします。